

白浜町議会規程第1号

白浜町議会録画配信に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白浜町議会（以下「議会」という。）の会議の録画配信に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、録画配信とは、会議に関する映像及び音声を記録し、編集した後、インターネットを利用して配信することをいう。

(録画配信の内容)

第3条 録画配信を行う会議は、定例会及び臨時会とする。ただし、秘密会とされた会議の録画配信は行わない。

2 録画配信を行う場合であつて、当該録画配信に係る映像の中に次の各号のいずれかに該当する部分があるときは、当該該当部分に限り録画配信を行わないものとする。

(1) 議長が取消しを求めた発言

(2) 白浜町議会会議規則（平成18年白浜町議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第64条の規定により、取り消された発言

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が録画配信を行わないことが適当と認める議事、発言等

3 録画配信は、閲覧しやすいよう区切るものとし、その他議長が編集することが適当と認めた場合は、編集することができるものとする。

(録画配信期間)

第4条 録画配信の期間は、当該会議に関する映像及び音声を記録し、編集が終了した日から次回定例会についての録画配信を行うまでの間とする。

(録画配信の中止)

第5条 議長は、やむを得ない事情があると認めるときは、録画配信を中止することができる。

(情報の複製等)

第6条 録画配信した映像及び音声（以下「録画情報」という。）の複製を利用できる者は、報道関係者及び議長が特に必要と認めた者とする。

2 録画情報の複製を希望する者は、議会録画情報複製許可申請書（別記様式）を議長に提出し、議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、申請内容を精査し、録画情報の複製が適当と認めるときは、当該録画情報の複製の交付をもって許可したこととする。

4 議長は、申請のあつた録画情報の複製が不適当と認めるときは、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

5 録画情報の貸出しは行わない。

(著作権等)

第7条 録画情報の著作権は、議会に帰属する。

2 録画情報は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び会議規則に定める会議録とはならない旨を議会のホームページに明示するものとする。

3 録画情報を複製し、又は利用しようとする者は、その情報に係る著作権その他の権利に配慮し、適正に利用しなければならない。

(免責)

第8条 議会は、録画配信を利用したこと又は録画情報を使用したことによる損害の発生について、一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第9条 録画配信に係る庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、録画配信に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

白浜町議会議長 様

申請者 住所
氏名
電話

議会録画情報複製許可申請書

下記のとおり、議会録画情報の複製を希望しますので、白浜町議会録画配信に関する規程第6条第2項の規定により申請します。

なお、複製により得た情報については、著作権その他の法的な権利に配慮し、適正に利用します。

記

複製を希望する会議及び年月日 (必要事項を記入して、○で囲んでください)		複製を希望する情報種別 (○で囲んでください)
1	年第 回 (定例会 / 臨時会) 年 月 日 ~ 年 月 日	映像情報 / 音声情報
2	年第 回 (定例会 / 臨時会) 年 月 日 ~ 年 月 日	映像情報 / 音声情報
3	年第 回 (定例会 / 臨時会) 年 月 日 ~ 年 月 日	映像情報 / 音声情報
複製を希望する理由		
備考 (複製に必要な記録媒体の種類・容量等)		

